

朝来市こども計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

朝来市こども計画策定支援業務

2 目的

こども・若者や子育て世帯を取り巻く社会環境は、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会の希薄化や核家族化を背景とした子育て世帯の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待、いじめ、自殺といった生命・安全の危機等、課題は山積し、かつ複雑化している。

こうしたなか、国においては令和5年4月にこども家庭庁が発足、併せてこども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すこととしており、令和5年12月にはこども大綱が策定され、こども・若者に関する施策の基本的な方針が定められた。

以上のことから、これらの社会情勢や国の動向、第3次朝来市総合計画や朝来市の諸課題、そして「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」における子ども・子育て支援施策を取り込み、さらに発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者への支援といった新たな要素を追加し、こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的・一体的、かつ切れ目なく推進するため、「こども基本法」第10条に基づく「朝来市こども計画」（計画期間：令和9年度から令和11年度まで）を策定する。

本業務は、「朝来市こども計画」を策定するにあたり、社会環境の変化に的確に対応するとともに、国のこども大綱及び兵庫県こども計画を勘案しつつ、こども・若者、子育て世代の意見を把握するための調査の実施や会議体の運営などの支援業務について専門知識を有する事業者に対し、業務委託するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月30日まで

4 朝来市こども計画に包含する事項と第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画との関係性

(1) 今回策定する計画に包含する事項

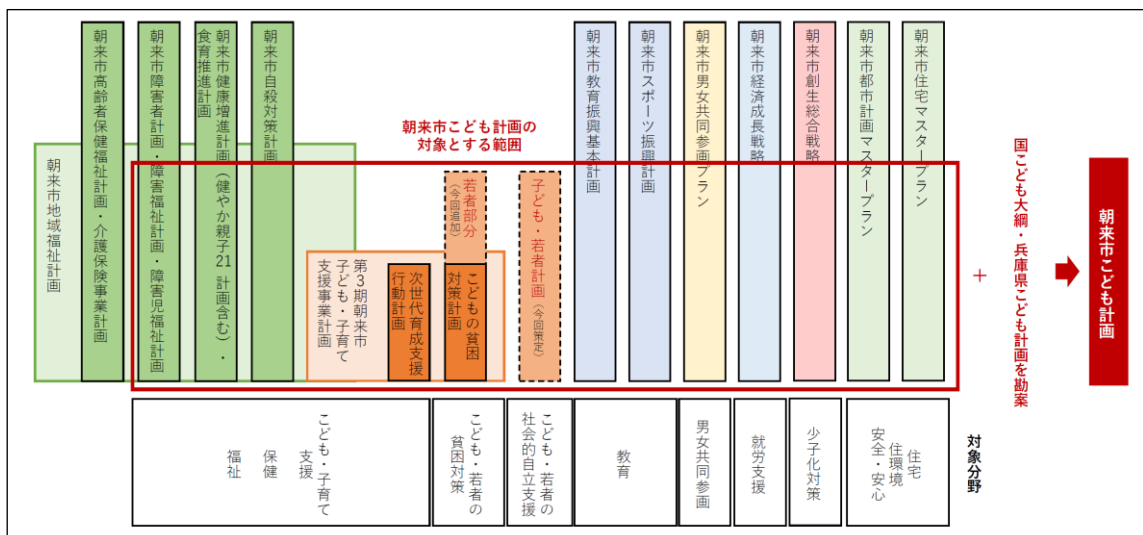
国こども大綱及び兵庫県こども計画を勘案しつつ、次の計画及び事項を包含する計画とする。

- ① 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ② 令和7年3月に策定した「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」
（「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画を包含）に記載されていない若者の貧困対策に係る必要な事項
- ③ 「少子化社会対策基本法」第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

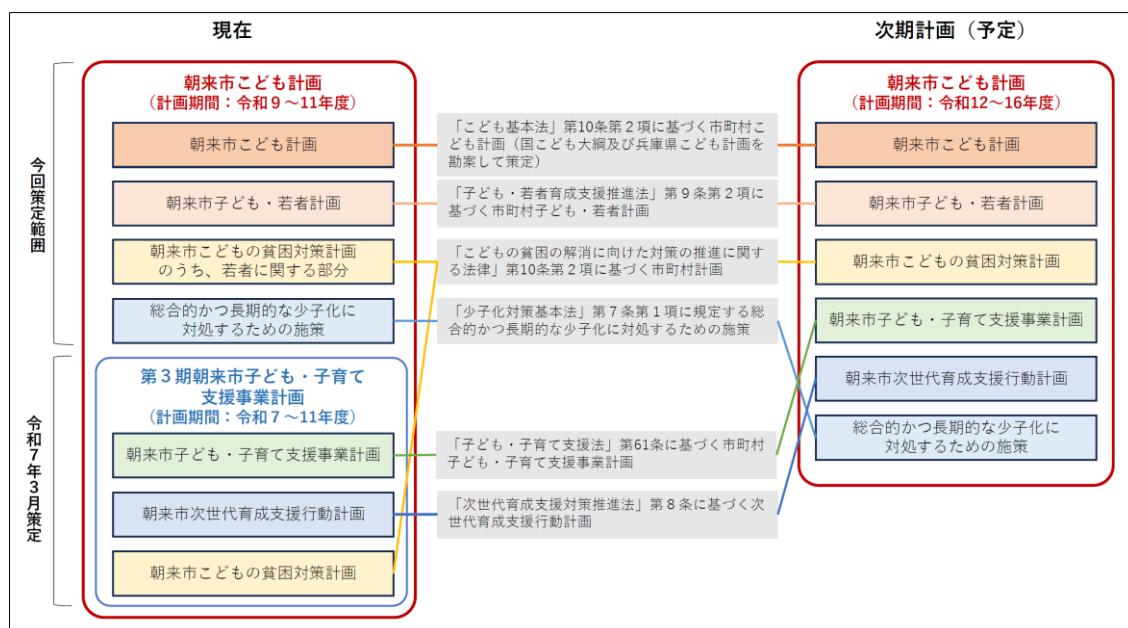
(2) 朝来市こども計画と第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画の関係性

「朝来市こども計画」とは、今回策定する計画（上記（1）のとおり）と令和7年3月に策定した「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」（「子ども子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画を包含）をあわせたものとする。

（参考）朝来市こども計画の対象とする範囲（分野）と各種計画の関係性



(参考) 朝来市こども計画の位置づけと関係法令



5 業務の内容

朝来市こども計画の策定作業を確実かつ順調に遂行するため、策定作業の業務の支援を行う。基本的な業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 朝来市こども計画案の策定支援

① こども・若者施策に係る現状把握及び課題整理

- ア こども・若者施策に関する現状と課題整理を行うための基礎資料の整理
- イ こども・若者施策に関する現状と課題整理を行うための関係機関及び関係者へのインタビューの実施
- ウ 基礎資料及びインタビュー結果にもとづく現状及び課題整理

② こども・若者及び子育て当事者の意見聴取及び分析・まとめ

ア アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、小・中学生、高校生及び若者（子育て当事者を含む）を取り巻く環境の生活実態や意識等に関するアンケート調査を行う。

(ア) 調査実施概要

調査対象者	調査数	配布	回収
市内公立小学校 4～6年生全児童	約 660 人	学校依頼	オンライン回答
市内公立中学校 全生徒	約 730 人	学校依頼	オンライン回答

市内公立高校 全生徒	約 450 人	学校依頼	オンライン回答
15～39 歳市民 無作為抽出	1,000 人	郵送	オンライン回答

※オンライン回答システムは、Logo フォームを利用予定。

※学校への依頼は市が行う。

※調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成・貼付及び依頼文の作成は市が行う。

※調査の依頼文の送付に係る郵送料は市が負担する。

※郵送によるアンケート調査の回答率の見込みは 30%（回答者数 300 人）程度。

（イ）実施方法等

- アンケートの調査票は、国の「自治体こども計画策定のためのガイドライン」、「こども大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」をもとに、現在の課題や社会動向などを踏まえ、調査票案作成に係る助言・アドバイス・情報提供・設問提案を行う。
- 計画を検討できるよう集計（必要に応じてクロス集計）し、グラフ作成及び分析コメント等を添付した報告書のとりまとめを行うとともに、こども・若者施策に係る課題整理を行う。

イ 意見聴取（オンライン含む）・対話の場の支援

普段声が届きにくい状況の小・中学生、高校生及び若者（子育て当事者を含む）の意見を把握するために市が実施する小・中学生、高校生及び若者（子育て当事者を含む）への意見聴取（オンライン含む）や対話の場の結果をもとに、課題の整理を行う。また、市が実施する行事等の様々な機会をとらえて意見聴取等する方法を提案し、開催等を支援する。

※現時点で市が実施を予定している意見聴取・対話の場等

実施時期	対 象	内 容
令和 7 年 11 月 ～令和 8 年 2 月頃	小学校 1 校程度 中学校 2 校程度 高校 2 校程度	計画策定の基礎資料とするための対話の場
令和 7 年 12 月頃	若者（子育て当事者を含む）	計画策定の基礎資料とするための対話の場
令和 8 年 8 月頃	若者（子育て当事者を含む）	計画骨子等に対する対話の場

令和8年8月頃	市民（出身者含む）	計画骨子等に対する意見聴取（オンライン）
令和8年12月頃	市民	パブリックコメントに対する意見聴取

③ 計画素案の作成支援

計画の構成及び体系等の検討し、計画素案を作成する。また、作成にあたっては、小・中学生、高校生及び若者（子育て当事者を含む）の意見聴取等の結果を反映するとともに、こども家庭庁が作成した「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を踏まえること。

④ 目標値の設定支援

計画が適切に推進されているかを評価するための目標値の設定について支援する。

(2) 会議運営支援

以下の会議について、会議手法の立案・助言、会議資料案の作成及び議事録作成（要旨）を行う。また、会議に出席し、効果的な会議運営を支援するとともに、審議結果を計画素案に反映させる。

① 朝来市子ども・子育て会議

ア 内容

計画策定に向けたアンケート調査内容をはじめとする小・中学生、高校生並びに若者（子育て当事者を含む）の意見聴取内容及び計画素案に関する審議。

イ 委員

学識経験者、子育て当事者、子ども・子育て支援を行う者、子どもの教育・保育に関する事業に従事する者、保健、福祉又は医療関係者、市民等（約15人程度）

ウ 開催回数

令和7年度1回程度

令和8年度5回程度

② 朝来市こどもまんなか推進会議職員プロジェクトチーム会議

ア 内容

朝来市子ども・子育て会議の提出資料及び計画策定のための調査・研究に関する協議。

イ 委員

こども・若者施策関係課の職員（約15人程度）

ウ 開催回数

令和7年度2回程度

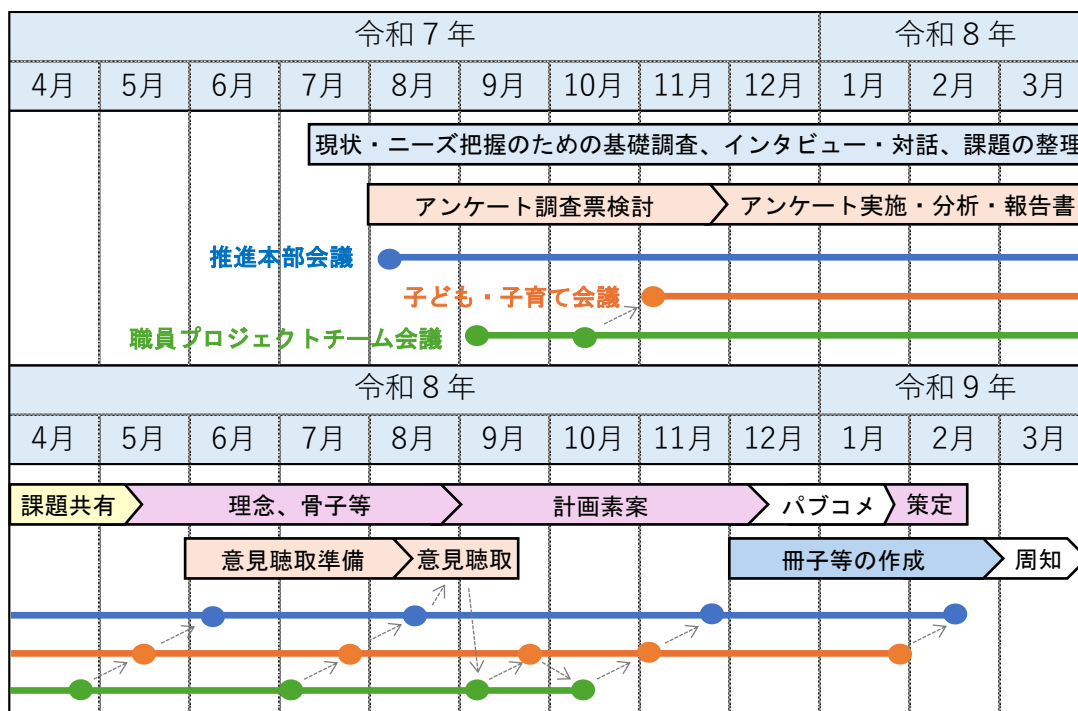
令和8年度4回程度

※ 上記のほかに、市では、朝来市子ども・子育て会議での審議結果を受け、市の方針決定のため、朝来市こどもまんなか推進本部会議（市長、副市長、教育長及びこども施策関係部の部長で構成する庁内組織）の会議運営を行う予定。

(3) スケジュールの進行管理支援

朝来市こども計画策定スケジュールの進行管理支援を行う。

【スケジュール案】



(4) 朝来市こども計画冊子等の作成

朝来市こども計画の冊子、計画の要旨を簡潔にまとめた概要版及びこども向けリーフレットを作成する。作成にあたっては、分かりやすく見やすいデザインとする。

① 冊子等の概要（予定）

区 分	ページ数等	印刷部数	印 刷
冊子	A4 判、40 頁程度	200 部	表紙 4 色本文 1 色
概要版	A4 判、4 頁	15,000 部	4 色
リーフレット	A4 判、4 頁	2,500 部	4 色

② 完成月

令和 9 年 3 月

(5) 朝来市こども計画策定に係るその他助言・支援

本計画は国こども大綱を勘案しながら策定する必要があるが、こども・若者施策に関する動向は日々変化ある状況であるため、こども家庭庁、厚生労働省及び内閣府等からの指針の公表や会議が開催された際には、適宜

計画案への反映を検討する。また、市の要請にもとづいた資料作成、アドバイス等全般的な支援を行う。

(6) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

朝来市こども計画を策定していくうえで効果的な事項、又は「こどもまんなか社会」づくりにつながるような効果的な取り組みを提案する。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(7) その他

- ① 契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。
- ② 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。
- ③ 委託業務の履行にあたっては、朝来市と十分な連携及び協議を図ること。
- ④ 委託業務の遂行について関連する法規がある場合は、当該法規を順守すること。
- ⑤ 本市が必要と認める事項について、適宜支援を行うものとする。

6 業務実施体制等

- (1) 窓口担当者を選定すること。
- (2) 業務に応じた効率的・効果的な実施体制を整えること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、各種納入場所は、朝来市こどもみらい部子育て支援課とする。なお、本業務の成果品については、朝来市が著作権を有するものとし、受託者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

- (1) 朝来市こども計画（冊子及び電子データ）
- (2) 朝来市こども計画概要版（リーフレット及び電子データ）
- (3) 朝来市こども計画リーフレット（リーフレット及び電子データ）
- (4) こども・若者及び子育て当事者の意見聴取結果報告書（電子データ）
- (5) その他、朝来市こども計画策定に関する資料等（電子データ）

8 その他

- (1) 本業務の全部を一括して再委託することは禁止とする。ただし、業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ市の承諾を得ていれば可とする。
- (2) 業務に必要な協議は、朝来市役所本庁舎又は朝来市保健センターにおいて行う。ただし、軽微なものはWeb会議等で行うことができる。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、朝来市個人情報保護条例を遵守し、適正に行うこと。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。